

令和8年6月18日

課名 農林水産局団体検査課

担当者 課長 新良貴

内線 3525

JA ひろしまにおける不適切な共済契約について

1 要旨

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第93条第1項に基づく報告徴求命令（令和8年1月14日付け。以下「報告徴求命令④」という。）に対して、令和8年5月7日付けでひろしま農業協同組合（以下「JA」という。）から再発防止策の報告があった。

内容を精査したところ、再発防止のための適切な取組が講じられると判断し、報告を受理し、また、JAから県に対して再発防止策の取組状況を定期的に報告させるため、報告徴求命令（令和8年5月25日付け。以下「報告徴求命令⑤」という。）を発出したので報告する。

2 報告徴求命令④（令和8年1月14日付け）に対する報告の概要

（1）具体的な改善・対応策を盛り込んだ再発防止策

別紙のとおり。

（2）組合員等に行う説明内容

本事案の顛末やJAの見解（原因・問題点）、再発防止に向けての認識や考えなど本件を総括した内容をホームページで公開し、地区別総代集会等で説明を行う。

3 JAの報告に対する県の評価

- ・再発防止策については、県から求めた事項に対応する内容であり、実施主体が明確で具体的な改善・対応策を盛り込まれ、期間・期限を適切に設定している。
- ・組合員等に対して事案を総括した説明が行われる。

以上のことから、再発防止のための適切な取組みが講じられると判断した。

4 報告徴求命令⑤（令和8年5月25日付け）の概要

令和9年3月末までの取組について、四半期ごとに取組状況の報告を求める。

5 今後の県の対応

- ・報告内容について役職員からヒアリングを行う。再発防止の取組が不十分な場合は期間の延長等を検討する。
- ・常例検査時に通常の検査項目に加えて、再発防止策の運用状況を検証・確認する。

具体的な改善・対応策を盛り込んだ再発防止策の概要

項目	内容等
1 経営管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2線（リスク管理部）・3線（内部監査室）体制の強化に向け、関係部署の役割や人員などの見直しを検討する。 ・ 要領等の策定によってコンプライアンス教育体制を再整備する。
2 共済推進管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職や渉外担当者等の役割に応じたコンプライアンス・行動管理研修等を実施するとともに、渉外トレーナーを増員して指導体制を強化する。 ・ 共済の推進目標について、支店間・職員間の公平性・透明性・納得性を確保する。
3 オペレーショナル・リスク管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月別に長期共済の新契約内訳データから共済種類の偏りをモニタリングし、「マッチング回避」のリスク検証を行う。 ・ 契約者に不利な解約を伴う推進を防止するため、共済事業運動要領に解約新規推進における基準を明記し、また、「不適切な解約新規未然防止チェックシート」の活用方法を検討する。 ・ 考課者研修を通じ、地域間の考課尺度の統一を行う。
4 利用者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づく事業運営を実践するため、「利用者満足度目標」を定める。 ・ 高齢のお客様（70歳以上）への推進にあたり利用者満足度の向上、普及推進コンプライアンスの強化等を目指し、「親族関与割合目標」を設定する。
5 職場環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションを充実させるための全管理職に対するコーチングの導入について、外部機関の利用を含め検討する。 ・ 合併前の旧JAの地域を越える異動を実施することで、合併後の組織融合の促進、人材育成および組織全体の適正配置を行う。
6 内部監査室の監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な共済契約の再発防止策に基づき内部監査項目を設定し、内部統制の適正運用を評価するとともに、リスクや課題の重要度に応じて監査項目を精査・変更し、再発防止策の実効性を確保する。
7 全体の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不適切な共済契約に係る再発防止策における進捗会議」を原則毎月開催し、その結果を四半期ごとに理事会等へ報告するとともに、理事会等で再発防止策の進捗状況、各取組みの内容について協議（評価・指導）を行う。